

郡山市不育症検査費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健医療対策総合支援事業について（平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき、不育症に係る検査費用の経済的負担の軽減を図るとともに、少子化対策の充実を図るため、当該検査に要する費用の一部を助成する事業（以下「不育症検査費用助成事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 不育症検査費用助成事業の助成（以下単に「助成」という。）の対象とする者は、助成の申請時において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されている者
- (2) 既往流死産回数が2回以上の者

(助成の対象検査)

第3条 助成の対象となる検査は、流死産の既往のある者に対して先進医療として行われる不育症検査である流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）（令和4年11月30日厚生労働省告示第340号）（以下「検査」という。）で、当該検査の実施機関として届出又は承認がなされている保険医療機関で実施するもの（保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関で当該検査を実施した場合に限るもの）とする。

(助成額)

第4条 助成する額は、係る費用の7割に相当する額（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）。ただし、6万円を上限とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、原則として、検査が終了した日の属する年度内に、郡山市不育症検査費用助成事業申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 郡山市不育症検査費用助成事業受診等証明書（第2号様式）
- (2) 郡山市不育症検査費用助成事業受診等証明書の領収金額を確認できる領収書等
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成申請前の説明)

第6条 市長は、前条の規定による申請に当たっては、当該申請前に助成を受けようとする者に対し、不育症検査費用助成検査受診等証明書に記載された検査結果等について、個人が特定されない形で、国に提供し、当該検査結果等について、国が集約・分析等を行い、施策の検討に活用することの説明を行うものとする。

(助成の交付の決定等)

第7条 市長は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、申請日を基準に助成の可否を速やかに審査し、助成すべきものと決定した場合は郡山市不育症検査費用助成事業承認決定通知書（第3号様式）により、助成しないことと決定した場合は郡山市不育症検査費用助成事業不承認決定通知書（第4号様式）により、申請を行った者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により助成の交付の決定をした者に対し、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、この要綱に違反した場合その他不正の行為によって助成金の給付を受けた者については、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成台帳の整備)

第10条 市長は、助成の状況を明確にするため、郡山市不育症検査費用助成事業台帳（第5号様式）を備え付けるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年3月13日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の様式に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。